

栃木県ライフル射撃場の指定管理業務に関する質問・回答について

No.	資料名	頁数	項目名	質問内容	回答
1	警備業務特記仕様書	24	2機械警備業務	機械警備システムの、信号送受信が行われるオンライン機械警備各機器の設置と配線については、建屋工事中である現段階から行う方が、設置工事上の効率的にも建物外観・内装上からも良いと考えられます。また4月1日（予定）の開業前から建屋は試運転・開業準備等で運用が始まることも想定されます。実際の工事と運用開始は、指定管理者決定後になると思いますが、警備計画を策定する上で、警備業務を委託する予定の業者との調整のために敷地および建屋の詳細図面を業者に提示することおよび、恐らく必要となる現地確認のための射撃場への業者による訪問等の委託業者選定作業を、指定管理者の決定前までに行うことは差支えないでしょうか。	現地説明会において配布した図面について、申請者から警備業者に提示することは差し支えありません。また、申請者と同様のうえ警備業者が現地確認を行うことは可能ですが、工事中のため、スポーツ振興課に日程や確認範囲について事前に協議してください。
2	射撃場管理に関する特記仕様書	30	1鉛弾等の回収・処分業務、 3その他	1-(4)「射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン」を参考に対策を実施すること、3その他 法面崩落等による汚染土壌の流出を防止するため、斜面部の日常点検を実施することなど記述がありますが、事業計画（特に敷地内の使い方など）を策定する上での注意点の参考としたいので、土壌除染工事前に最も高かった地点、および現在でも特に留意が必要と考えられる地点（説明会時配布資料のとおりかと思われませんが、その中でも特に留意される地点）、及びその理由、また現時点で考えられる汚染値などをお示し頂ければ幸いです。	①形質変更時要届出区域の指定内容については、下記の宇都宮市HPから台帳を御確認ください（整理番号：整-27-3）。なお、環境対策工事により第二溶出量基準超過土壌については、掘削除去を行っております。 https://www.city.utsunomiya.toc.higi.jp/kurashi/kankyo/seikatsu/kankyo/1005346.html ②平坦部はアスファルト舗装を行いますが、斜面部は立入防止柵により直接摂取リスクを避ける方針にしていますので、利用者が斜面部に立ち入らないように注意喚起するほか、場内排水路への斜面部の汚染土壌等の流入について留意してください。
3	公募要領	3	4指定期間	指定期間は2021年4月1日からと記載がありますが、実際に指定管理者が施設を使用できるのはいつからでしょうかご教示願います。 事前に受付を行うことは準備期間ではなく管理運営業務の一環と考えますが、その費用負担（受付人件費、警備費用、光熱水費、清掃費等）は県または、指定管理者いずれとなるのかご教示願います。	①施設の使用開始日は4月1日となります。ただし、準備行為としてそれ以前に施設を使用したい場合は事前に協議してください。なお、準備行為として施設を使用した場合の費用は指定管理者の負担となります。 ②専用利用の申請書の受付は4月1日からを予定しています。それ以前に利用調整が必要な場合は県が行います。
4	(別紙1)栃木県ライフル射撃場指定管理業務に関する仕様書	16	第4管理運営体制(6)	指定管理者は管理運営業務を実施するために必要な官公署等の免許、許可又は認定等を受けていることと規定されていますが、具体的にはどのような免許や許可が必要となるのかご教示願います。	公募要領及び仕様書等に明示したもの以外については、申請者が判断してください。

5	(別紙1) 栃木県ライフル射撃場指定管理業務に関する仕様書	17	第5管理運営業務の基準2有料施設等の利用の許可に関する業務(1)専用利用に関する業務①利用受付ア	利用申請書の受付期間は4ヶ月から1ヶ月前と仕様書ではなっていますが、1ヶ月前とする理由は何かご教示願います。また、当日受付を行うことはできないのでしょうか併せてご教示願います。	専用利用がある場合、一般利用が制限されますので、一般利用者への周知期間を考慮として規則において1ヶ月前としています。なお、普通利用については当日受付となります。
6	(別紙1) 栃木県ライフル射撃場指定管理業務に関する仕様書	17	第5管理運営業務の基準2有料施設等の利用の許可に関する業務(1)専用利用に関する業務②利用許可申請及び利用許可カ	特別の理由により使用料の減免を受けようとする者がある場合とありますが、特別の理由とは何かご教示願います。	現地説明会で配布した減免対象となる大会のことでです。
7	(別紙1) 栃木県ライフル射撃場指定管理業務に関する仕様書	21	第8留意事項(4)土壌汚染対策法の形質変更時要届出区域の指定について	バックストップの鉛を取り出す際、重機で表土を剥ぎ取ることとなりますが、その際、形質変更時要届出が必要となるのかご教示願います。	土壌汚染対策法施行規則第50条第1項の規定により、面積10㎡以上かつ深さ50cm以上に該当しない場合は届出は不要です。なお、既存地盤の掘削はしないようにしてください。
8	施設維持管理業務仕様書	22	2業務内容(2)維持管理業務オ敷地内除草等業務	敷地内除草業務において、年2回以上敷地内の除草作業を行うこととされていますが、敷地内の既存林の下草刈りも除草の対象となるのかご教示願います。	斜面部の森林の下草刈りは対象外です。ただし、森林のうち敷地境界付近や水路付近の除草など施設の維持管理上必要な部分は対象となります。
9	設備等管理業務特記仕様書	26	1点検保守計画表の作成(1)日常点検保守業務計画表の作成(2)定期点検保守業務計画表の作成	日常定期点検業務を確実に実施するため、日常定期点検チェックリストにより管理することになってはいますが、該当となる具体的な施設名をご教示願います。	日常点検は、各設備が支障なく利用できるかどうかを確認するものですので、必要に応じてチェックリストを作成してください。
10	(別記3) リスク分担表	46	5税制度の変更	税制度の変更において、消費税の増加、減少廃止に伴う納付金の増加、減少は指定管理者のリスク分担となっていますが、納付金は県の収入となるため、県のリスクになるのではないのかと思われまますがご教示願います。	本件は使用料制ですので、指定管理者から県への納付金は発生しません。このことから、リスク分担表については、協定締結時に修正します。
11	ライフル射撃場使用料について	60	1施設使用料(1)一般利用の場合(2)専用利用の場合	・超過料金が発生した場合、それに対応する人件費は指定管理者委託料の増額と考えてよろしいでしょうかご教示願います。 ・超過時間が発生するやむを得ない理由とは、具体的にどのような場合なのかご教示願います。	・超過料金が発生した場合の人件費等は提示した指定管理料上限額の中での対応となります。 ・大会の際の準備や片付け等に必要の場合を想定しています。
12	(別記3) リスク分担表	46	5税制度の変更	消費税の増加、減少、廃止等に伴う納付金の増加減少の負担者は指定管理者とありますが、ここでいう納付金が利用者の使用料を指すのであれば、公募要領2-1指定管理者が行う管理の基準(4)2頁使用料制度②で「利用者が納付する使用料は県の収入」との記載から、リスク負担者は県と解釈します。誤記との認識でよろしいですか。	上記10の回答のとおりです。

13	栃木県ライフル射撃場使用料について	60	超過料金	施設使用料(2)専用利用の場合に超過料金の設定があり、備考欄に超過料金とは午前9時前または午後5時後に専用利用する場合の使用料であるとの説明書きがありますが、公募要領2-1(1)①1頁には利用時間は午前9時から午後5時までとの記載から、超過時間帯の配置員の件費は指定管理料とは別に県負担であるとの認識でよろしいですか。	上記11の回答のとおりです。
14	栃木県ライフル射撃場使用料について	60	超過使用	利用時間外(午前9時または午後5時後)超過使用の最大時間は何時間を想定していますか。	利用時間の変更については、必要があると認められる時間に限られます。
15	(別添1)申請者の応募資格	11	3その他	現地説明会に出席したものと記載がありますが、コンソーシアムによる申請の場合、主たる構成員が出席していれば要件を満たすとの認識でよろしいですか。	コンソーシアムによる申請の場合は、代表となる団体の出席があれば応募資格を満たします。
16	公募要領	3	5指定管理者の候補者の選定方法(1)審査②選考委員会による審査エ	審査対象除外の規定に選考委員会委員に接触し～と記載がありますが、前項ウで選考委員は非公開との記載があり、接触する相手方が選考委員との認識がなく接触し、または接触しようとした場合は該当しないとの認識でよろしいですか。	そのとおりです。
17	(別記3)リスク分担表	46	7不可抗力	昨今新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、世界的に経済が停滞している状況にあります。我が国においても緊急事態宣言が出されるなど全国的な規模で経済活動が深刻的な影響を受けている状況にあります。このような中で各種契約上の債務の履行に苦しむ事業者等が相当数出ている状況にあると考えられます。不可抗力の定義のされ方」によって新型コロナウイルスの影響が当該契約書での「不可抗力」に該当するかどうか変わってきますことから、もう少し具体的な内容での記載を要望します。さらに(別紙2)協定(案)にも(不可抗力)の条項を追加していただき天災事変、政府機関の行為、戦争、暴動、疫病、パンデミックなど個別の事案に応じた具体的な規定をご検討ください。	個別具体的な事案を規定に盛り込むことはできません。
18	公募要領	7	11協定	指定管理者の指定を受けてから運営開始までの4月までの期間につきましては、開業準備も含め相当な業務作業が想定されますが、記載の議会の議決及び指定管理者の指定は令和何年何月ごろを想定されていますか。また、本協定の締結前の仮協定の締結については想定されていますか。	公の施設の指定管理者制度に関するガイドライン(県HP掲載)に記載のとおり令和2年12月に指定の議決、令和3年1～3月に指定の告示、協定の締結を予定しています。
19	公募要領	9	16その他(1)開業準備	同項目(4)に指定管理の開始前になされている予約優先の記載がありますことから、当該項目に記載の開業準備には利用受付業務は対象外との認識でよろしいですか。	上記3の回答に同じ。
20	公募要領	9	16その他(6)ネーミングライツ	「～、その円滑な実施に向け協力してください。」との記載がありますが、あくまで役務の協力であり、財政的な協力は想定外との認識でよろしいですか。 (例)看板の修理費用など	そのとおりです。

21	(別紙1) 栃木県ライフル射撃場指定管理業務に関する仕様書	16	第4管理運営体制(1)～(5)	記載の解釈として総括管理者を含め最低常時3名の職員を配置するとの認識でよろしいですか。(但し、教習射撃指導員は除く。)	そのとおりです。
22	(別紙1) 栃木県ライフル射撃場指定管理業務に関する仕様書	16	第4管理運営体制(6)、(7)	「(6)指定管理者は～官公署等の免許、許可または認定等を受けること。」「(7)必要な資格者を配置すること。」との記載がありますが、具体的にご教示ください。	上記4の回答のとおりです。
23	(別紙1) 栃木県ライフル射撃場指定管理業務に関する仕様書	16	第5管理運営業務の基準1射撃場の施設の維持管理に関する業務-(1)施設の維持管理に関する業務	別紙「施設維持管理業務仕様書」22頁2-(2)一オの除草作業の際、除草剤の併用は可能ですか。また、芝生の種類をご教示ください。更に、芝生の散水については、スプリンクラー等の設備環境は整っていますか。面積が広いと一般的な散水ホースでは対応できないと考えられます。尚、指定管理者の管理運営開始前の枯損木や倒木の処理は県の負担との認識でよろしいですか。	①敷地排水が農業用水路に接続しているため、除草剤を使用する場合は、散布薬剤や散布範囲等について事前に地元自治会及び土地改良区に事前に了解を得てください。 ②芝生の種類は、野芝になります。スプリンクラー等はありません。 ③指定管理開始前に倒木等の処理が必要な場合は、県が実施します。
24	(別紙1) 栃木県ライフル射撃場指定管理業務に関する仕様書	16	第5管理運営業務の基準1-(1)施設の維持管理に関する業務	別紙「維持管理業務仕様書」23頁(3)修繕について、100万円未満の修繕は指定管理者のリスク分担と解釈できますが、委託料のうち指定期間における修繕費の総額(指定期間総額税込417千円)を限度額として対応するとの認識でよろしいですか。または、公募要領6-(2)4頁により修繕費は指定期間終了時点で精算し、不足金が生じた場合は県が負担するとの認識でしょうか。ご教示ください。	修繕費に不用額が生じた場合は県に返納していただきますが、不足額が生じた場合でも原則修繕費の増額はありません。ただし、天災その他不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担については、県と指定管理者で協議することとします。
25	(別紙1) 栃木県ライフル射撃場指定管理業務に関する仕様書	16	第5管理運営業務の基準1-(1)施設の維持管理に関する業務	別紙「施設維持管理業務仕様書」22頁、2-(1)別紙「警備業務特記仕様書」24頁1一般警備業務に記載の常駐警備は、警備業法で規定する1号業務との認識でよろしいですか。	一般警備業務については、管理者が行うものであり、警備業法上の業務ではありません。
26	(別紙1) 栃木県ライフル射撃場指定管理業務に関する仕様書	16	第5管理運営業務の基準1-(1)施設の維持管理に関する業務	別紙「施設維持管理業務仕様書」22頁、2-(1)別紙「警備業務特記仕様書」24頁3鍵の保管管理25頁に記載の金庫は、別紙「県有備品一覧表」31頁の金庫を指しますか。別の物を指す場合は、県が鍵の保管庫を備品として用意するとの認識でよろしいですか。	そのとおりです。使用料を一時保管するための金庫を備品として用意します。
27	(別紙1) 栃木県ライフル射撃場指定管理業務に関する仕様書	17	第5管理運営業務の基準2-(2)一般利用に関する業務	一般利用の減免対象者をご教示ください。	一般利用の減免は想定しておりません。

28	(別紙1) 栃木県ライフル射撃場指定管理業務に関する仕様書	18	第5管理運営業務の基準3-(1) 受付、案内業務	電話等の各種問い合わせに対しても丁寧かつ適切に対応すること。との記載がありますが、31頁別紙「県有備品一覧表」に電話機の記載がありませんが、環境整備は県が行うとの認識でよろしいですか。	電話機は工事で整備します。
29	(別紙1) 栃木県ライフル射撃場指定管理業務に関する仕様書	18	第5管理運営業務の基準3-(2)-④ホームページ等の作成	ホームページの稼働は、維持管理運営開始後速やかにとの認識でよろしいですか。	指定管理開始日からの稼働が望ましいですが、困難な場合は速やかな運用開始をお願いします。
30	(別紙1) 栃木県ライフル射撃場指定管理業務に関する仕様書	19	第5管理運営業務の基準4-(1) 公衆無線LAN (Wi-Fiサービス) 環境の整備	公衆電話LANの環境整備は、維持管理運営開始後速やかにとの認識でよろしいですか。また、管理施設内のどの場所でも利用可能な環境整備が必要でしょうか。	①指定管理開始日からの稼働が望ましいですが、困難な場合は、今後の協議とします。 ②第一射場及び第二射場に1台ずつアクセスポイント装置を設置する想定で配線工事を行う予定です。利用者の利便性向上のためさらに設置が必要と指定管理者が判断した場合は、指定管理者の負担により整備をお願いします。
31	(別紙1) 栃木県ライフル射撃場指定管理業務に関する仕様書	16	第5管理運営業務の基準1-(1) 施設の維持管理に関する業務	別紙「施設維持管理業務仕様書」22頁、2-(1)別紙「警備業務特記仕様書」24頁2機械警備業務の環境整備は、維持管理運営開始後速やかとの認識でよろしいですか。	機械警備については、管理開始日の4月1日からの運用としてください。
32	(別紙1) 栃木県ライフル射撃場指定管理業務に関する仕様書	16	第5管理運営業務の基準1-(1) 施設の維持管理に関する業務	別紙「施設維持管理業務仕様書」22頁、2-(2)-ア別紙「設備等管理業務特記仕様書」27頁設備等管理業務一覧に記載の設備等について、それぞれメーカーやスペック等をご教示ください。	現在、工事中のため現時点での回答はできませんので、工事完了後にお伝えします
33	別紙「県有備品一覧表」	31		記載の製氷機、券売機、芝刈り機、発電機のそれぞれのメーカーやスペック等をご教示ください。	今後、購入予定のため現時点での回答はできませんので、購入後にお伝えします。
34	公募要領	1	1当該公の施設の設置目的、規模、その他概要に関する事項	(3)施設の規模及びその他概要⑤施設内容射撃場は、令和2(2020)年3月から改修工事を実施しており、令和3(2021)年3月に竣工予定とありますが、指定管理者が現地で開業準備を開始出来る月日をご教示ください。完成予定は、3月のどの時期になるのか。これにより現地での準備はいつからできるのか。また、建物の引き渡しから3月31日までの水光熱費等、管理経費は県の負担との認識でよろしいですか。	指定管理者が現地で開業準備が可能となる日については、工事の進捗状況を見ながら、今後協議させていただきます。
35	公募要領	1	2-1指定管理者が行う管理の基準(1)利用時間及び休場日-②休場日	栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例施行規則12条(利用日等)が改正になるとの認識でよろしいですか。	その予定です。

36	公募要領	4	6委託料の上限額等(1)委託料の上限額	委託料の上限額の記載がありますが、下限額の設定はありますか。	下限額の設定はありません。
37	公募要領	4	7申請の手続(1)提出書類	フォントサイズや書体、各様式の枚数、写真の掲載など指定や制限はありますか。	特にありません。
38	公募要領	8	12事業報告書等(1)年度別事業計画書の提出及び(4)修繕費の報告	(1)の年度別事業計画書について、初年度となる令和3年度の提出期日をご教示ください。 (4)の修繕計画について、初年度となる令和3年度上記の提出期日をご教示ください。また、計画にない修繕が必要になった場合はどのような対応をお考えでしょうか。ご教示ください。	①初年度の年度別事業計画は、協定書締結後、3月15日までの提出をお願いします。 ②事業計画と同様3月15日までの提出をお願いします。なお、修繕計画に変更が生じた場合は、計画変更報告の必要はありませんので、修繕実績報告により報告してください。
39	公募要領	9	14施設利用状況	射撃場の詳細図面の閲覧は、事前の予約が必要ですか。ご教示ください。	事前にご連絡をお願いします。
40	(別記3)リスク分担表	46	4収益の減少	収益の減少が指定管理者のリスク分担になっていますが、同協定書(案)第10条使用料で、利用者が納付する使用料は甲(県)の収入とする。との記載から県のリスク分担ではないでしょうか。	本件は使用料制ですので、収益の減少によるリスクは発生しません。リスク分担表については、協定締結時に修正します。
41	(別紙2)管理に関する協定(案)	36	第16条(年度別事業計画書等)第三項	乙がコンソーシアムによる申請の場合、代表となる法人又は団体が提出すれば足り得るとの認識でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
42	(別紙1)栃木県ライフル射撃場指定管理業務に関する仕様書	16	第5管理運営業務の基準3-(4)指定管理者が契約を締結すべき保険	施設停止前の運営期間中に発生しました事故・災害等の状況を開示願います。	資料が残っていないため、不明です。
43	(別紙2)管理に関する協定(案)	33	第39条第二項	指定の取り消し等をされた場合において、損失補填の記載はありますが、違約金等の想定はありますか。	違約金等の想定はありません。
44	公募要領	3	4指定期間	栃木県議会の議決及び指定管理者の指定後に、県と指定管理者との間で協定書を締結した後、工事遅延等、県の責めに帰すべき事由により、公募要領3頁4指定期間に記載がある栃木県議会での議決により確定する令和3年4月1日から管理業務が開始できなかった場合のリスクは県負担との認識でよろしいですか。	一部工事の遅延等があった場合でも4月1日からの管理開始を予定しています。なお、管理開始日と供用開始日(利用開始日)は異なる可能性がありますので、ご注意ください。
45	(別紙1)栃木県ライフル射撃場指定管理業務に関する仕様書	18	第5管理運営業務の基準3射撃場の運営に関する業務(2)利用促進業務-①	印刷物での作成を前提としているとの認識でよろしいですか。また、発行部数の想定があればご教示ください。	HPでの掲載及び紙媒体(コピー機対応)での配布を想定しています。紙媒体は来場者や関係団体等への配布用に100部程度/月を想定します。